

平成25年 8月14日

九州地方整備局

川辺川ダム砂防事務所

草を刈り取って有効活用しませんか？

～刈り取られた草は自由に使えます～

【目的】

国土交通省川辺川ダム砂防事務所では、国有地管理の一環として、事務所所有の土地に自生する雑草を希望者が自ら刈り取り有効に活用いただく取り組みを下記のとおり試験的に実施します。

【場所及び実施期間】

場 所：球磨郡相良村柳瀬～錦町木上西付近（別紙地図参照）

実施期間：刈り取りにかかる期間を含め10月31日まで（予定）

【申込み方法】

希望者は名前、住所、連絡先（自宅・携帯）のほか、刈草の活用方法及び草刈りの範囲と時期を事前に確認された後、下記担当まで申請して下さい。

【連絡先及び担当者】

国土交通省川辺川ダム砂防事務所 管理チーム 山田（ヤマダ） 田中（タナカ）

〒868-0095 球磨郡相良村大字柳瀬3317

TEL 0966-23-3174 FAX 0966-22-1293

【注意事項】

- ・草刈りに必要な機材（草刈機、燃料等）は、申込者の負担とします。
- ・刈草は、国有地から持ち出して申請者自ら有効利用するものとし転売等は禁止します。
- ・草刈りの範囲は、原則申し出順となりますので予めご容赦下さい。
- ・周辺道路への石はね及び刈草の飛散にご注意下さい。
- ・現地には、外縁に側溝が設置されていますのでご注意下さい。
- ・刈草の活用及び作業上の安全管理は、全て申込者の責任で行って下さい。

【発表内容に関する問い合わせ先】

国土交通省川辺川ダム砂防事務所 技術副所長 満崎（ミツザキ）

〒868-0095 球磨郡相良村大字柳瀬3317

TEL 0966-23-3174 FAX 0966-22-1293

